おしらせHOTコーナー　案内

おしらせHOT ほっとコーナー

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367

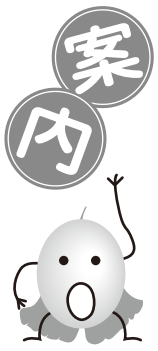

八潮市議会定例会の傍聴

平成24年第2回八潮市議会定例会を6月1日(金)から20日(水)まで開催しています。

一般質問日＝6月15日(金)・18日(月)・19日(火)

※一般質問とは、議員が市の事務全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。

定各日42人(当日先着順)
問議事調査課☎㊥277

会議の開催

①第1回八潮市社会教育審議会の傍聴
日6月28日(木)　午前10時～正午
場教育委員会会議室(市役所別館)
内委嘱書交付、正副委員長選出など
定10人(当日先着順)
問社会教育課☎㊥357

②第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴
日6月22日(金)　午後1時30分～2時30分
場保健センター
内委員長および職務代理者の選出、平成23年度がん検診における確定報告について
定5人(当日先着順)
問健康増進課☎995・3381

家屋調査にご協力を

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。調査は、家屋の内部(間取り・設備)などを拝見させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。

問資産税課☎㊥302

5月～8月は農薬危害防止運動期間

農薬を使用する際には、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守するほか、他の作物に飛散しないよう十分注意してください。また、適正な保管管理に努めましょう。

公共施設や住宅地に近接する場所では、できるだけ、捕殺、被害部の切除など農薬散布以外の方法で防除しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合には、周辺住民への周知や、飛散防止などに努めてください。

問農政課☎㊥299

7月8日は、市民課日曜窓口をお休みします

住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民記録システムの入れ替えを行うため、休止します。

問市民課☎㊥210

寿楽荘・すえひろ荘・コミュニティセンター臨時休館

施設内害虫消毒実施のため、休館します。

日7月7日(土)
問寿楽荘☎995・2847、すえひろ荘☎936・9181、コミュニティセンター☎936・0507

市民プール一般利用休止

学校総合体育大会開催のため、休止します。

日6月28日(木)　午前9時～午後5時
問市民温水プール☎936・6824

電力自活住宅(太陽光発電＋省エネ)に補助金を交付！

太陽光発電による創エネとLED照明などの省エネにより電力自活を目指す取り組みを支援するための補助を行っています。

補助金額　既存住宅(新築住宅は補助対象外)▼4キロワット以上10万円(定額)▼2キロワット以上4キロワット未満5万円(定額)

申12月14日まで※予算額に達し次第締め切り

詳しくは、県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/page/h24pv-subsidy.html)をご覧ください。

問県温暖化対策課☎048・830・3042

シルバードライバードック

日6月25日(月)　午前9時～
場八潮自動車教習所(木曽根511)
対市内在住の65歳以上で普通免許以上の免許を所持している方
内教習指導員による自動車運転安全度チェック、安全運転のアドバイス
費無料
申草加警察署交通課☎943・0110㊥411

脱法ハーブに注意！

最近、合法ハーブと称して、薬物を含むお香などが販売されています。使用後に、吐き気や意識障害で救急搬送される事例が起きており、大変危険です。また、麻薬などの違法薬物が含まれていることがあります。

絶対に手を出さないでください。

問県草加保健所☎925・1551

検察審査員に選ばれたらご出席を！

交通事故、詐欺、脅迫などの被害にあったのに、検察官がその事件を起訴してくれないなど、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。審査員に選ばれたときには、ご協力をお願いします。

また、検察審査会の制度をドラマ形式で紹介したDVDの貸し出しを行っていますので、希望される方はお問い合わせください。

問さいたま第一検察審査会事務局(さいたま地方裁判所内)☎048・863・8714

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

日6月25日(月)～7月1日(日)　午前8時30分～午後7時(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)
内電話相談☎0120・007・110(IP電話からは接続できません)
相談担当者　法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子どもの人権委員会委員※秘密は厳守します。
問さいたま地方法務局人権擁護課☎048・859・3507

里親入門講座～温かい家庭を必要としているお子さんがいます～

日7月1日(日)　午後1時30分～4時
場春日部市市民活動センター(春日部市南1－1－7)
内里親制度の説明と里親の体験談
費無料
※保育あり(要予約)
申越谷児童相談所(☎975・4152)

今年度も実施！リフォーム補助金制度

7月2日から受付開始(予算額に達し次第締め切り)

市では、建築関係の小規模事業者の受注機会の拡大を図るとともに市民の皆さんの良好な住環境への改善を支援するため、緊急経済対策として、住宅改修資金補助金制度を実施します。

問商工観光課☎㊥479

◆制度の概要
市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする市民の方に、その費用の一部を補助します。

◆対象工事
①市内に本店などを有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
②補助金の交付が決定されてから着工し、平成25年3月15日までに完了する工事※すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外。
③建物の内外装の修理および修繕、建物の増改築など

《対象となる工事の例》
☆居室、浴室、台所、トイレなどの改修
☆屋根、外壁などの外装工事
☆畳替え、クロスの張替え、建具、断熱サッシなどの内装工事
☆カーテン、網戸、窓ガラスの交換などは、建物の増改築、内装工事などと一体に行うものであれば可

《対象とならない工事の例》
☆太陽光発電、冷暖房機器、給湯機器の導入などの設備のみを設置する工事
☆ブロック塀などの外構、住宅と一体でない車庫、庭などの植栽工事(ただし、塀は一部対象となる場合あり)
☆店舗・工場・事務所などのリフォームは、原則として対象外。ただし、居住用部分と事業用部分(店舗、工場、事務所など)が併用となっている家屋の場合は、事業用部分も居住用部分と同様に対象

◆補助金額
①10万円(税別)以上20万円(税別)未満…50パーセント(千円未満切捨て)
②20万円(税別)以上…一律10万円

◆申込資格(次のすべてに該当すること)
①八潮市に1年以上住民登録、または外国人登録をされている方
②申込日現在において市税の滞納のない方
③対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方
④過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

◆対象住宅
申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。集合住宅は個人の専用部分。

◆申込方法
所定の申請用紙などを商工観光課へ持参(郵送不可)してください。
※申請に必要な書類および案内チラシは、商工観光課の窓口で配布しています。また、申請書類の一部は、市ホームページからダウンロードできます。
※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。

7月は、社会を明るくする運動強調月間です

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

問さいたま保護観察所企画調整課☎048－861－8287

社会を明るくする運動啓発キャンペーン

日7月7日(土)　午後3時30分～5時
場八潮駅北口広場
内八潮中学校吹奏楽部による演奏、啓発資料など配布
問社会福祉課☎㊥316